

議案第 7 1 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和 35 年三田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

占用物件		単位	占用料(円)
法第 3	電柱	1 本につき 1 年	4, 6 4 4
2 条第	電気事業者が電線を添架する電柱	1 本につき 1 年	3, 0 9 6
1 項第	又は電話柱		
1 号に	電話柱	1 本につき 1 年	2, 4 1 2
掲げる	認定電気通信事業者が通信線を添架する電柱又は電話柱	1 本につき 1 年	1, 6 0 8
工作物	その他の柱類	1 本につき 1 年	1 8 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 基につき 1 年	4, 1 6 4
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 4
	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 4
	路上に設ける変圧器	1 基につき 1 年	1, 6 9 2
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 5 4 8
広	直径又は長辺 1 メートル、高さ 4 メートル未満のもの	1 基につき 1 月	3, 2 1 5
告			
塔	直径又は長辺 1 メートル、高さ 4 メートル以上のもの	1 基につき 1 月	6, 4 3 0
	送電塔	占用面積 1 平方メ	3, 4 4 4

			ートルにつき1年	
		郵便差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	1,548
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	地 下 埋 設 物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	156
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	240
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	312
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	468
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	624
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,092
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,548
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	3,096
		架 空 の 管 類		外径が0.07メートル未満のもの
外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			156
外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			240
外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			312
外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			468

	外径が0.30メートル以上 0.40メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	624	
	外径が0.40メートル以上 0.70メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,092	
	外径が0.70メートル以上 1.00メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,548	
	外径が1.00メートル以上 のもの	長さ1メートルに つき1年	3,096	
	マンホールその他これに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	3,444	
	地下埋設管へ の共同収容物	外径が0.05メ ートル未満のケー ブル	長さ1メートルに つき1年	84
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	軌道その他これに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	3,444	
法第3 2条第 1項第 4号に 掲げる 施設	アーケード	占有面積1平方メ ートルにつき1年	168	
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1月	129	
法第3 2条第 1項第 5号に 掲げる	地下室、地下街その他これらに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	2,904	
	上空に設ける通路その他これに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	2,904	
	道路(地上)に接する通路その他こ	占有面積1平方メ	4,284	

施設	れに類するもの		一トルにつき1年		
	地下に設ける通路その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,904	
法第3条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1月	536	
法第3条第1項第7号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	表示面積1平方メートルにつき1月	176	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	356	
		電柱等既設占用物件に添架のもの	1枚につき1月	242	
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1枚につき1月	121	
	乗合自動車停留所標識		1本につき1年	2,244	
	標柱及び標識類		1本につき1月	287	
	アーチ	上空のみ占用のもの		1基につき1月	1,206
		柱の直径又は長辺が0.20メートル未満のもの		1基につき1月	2,412
		柱の直径又は長辺が0.20メートル以上のもの		1基につき1月	3,858
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	3,444	
工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占用物件	占用面積1平方メートルにつき1月	536		
	上空占用物件	占用面積1平方メートルにつき1月	242		

	広告併用街灯	1本につき1年	1,044
	車輪止め装置その他の器具	占用面積1平方メートルにつき1年	4,452
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	536円以内でその都度市長が定める額

#### 備考

- 1 電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者をいう。
- 2 認定電気通信事業者とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 車輪止め装置その他の器具とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第12号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の道路占用料徴収条例の規定により占用の許可を受けている者の平成30年3月31日までの期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。